

栗原市建設工事週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の建設業における就労環境の改善を図るため、市が発注する週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者指定型 市長が週休2日に取り組むことを指定し、設計において週休2日に係る補正を考慮している工事をいう。
- (2) 対象期間 現場施工に着手した日から現場施工が完了した日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除く。
 - ア 現場施工に先立って行う労務、資機材の調達等の準備期間
 - イ 現場施工の完了後の後片付け等の期間
 - ウ 年末年始休暇の6日間
 - エ 夏季休暇の3日間
 - オ 工場製作のみを実施している期間
 - カ 工事全体を一時中止している期間
 - キ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
 - ク 受注者の責任によらない災害等で現場作業を余儀なくされる期間
- (3) 休工期 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 交替制 現場閉所での取り組みが困難な工事において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取り組みを行うことをいう。
- (6) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所の日数に含めるものとする。
- (7) 通期の週休2日 対象期間において、現場閉所の日数が4週8休以上となることをいう。
- (8) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月において、月毎の現場閉所の日数が4週8休以上となることをいう。この場合において、土曜日及び日曜日の閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、当該月の4週8休以上を達成しているものとみなす。

す。

- (9) 週単位の週休2日 対象期間の全ての週において、週毎の現場閉所の日数が2日間以上となることをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、原則としてすべての工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は対象としない。

- (1) 応急仮復旧工事などの緊急を要する工事
- (2) 対象期間が短いなど、週休2日工事に適さないと判断される工事

(発注方式)

第4条 週休2日工事の発注方式は、原則として通期の週休2日による現場閉所による発注者指定型とする。ただし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については交替制とすることができる。

(実施方法)

第5条 市長は、週休2日工事の実施にあたっては、休工日に現場閉所することを前提とした工期を設定するとともに、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に週休2日工事であること及び指定する取り組みの内容を明示するものとする。

- 2 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して4週8休以上の休工日を確保するものとし、当該工事が週休2日に取り組むことを、次の各号に掲げる書類等に明示するものとする。

- (1) 施工計画書
- (2) 工事標示板

- 3 予定されない降雨、降雪等による現場閉所については、休工日として認めるものとする。この場合において、受注者の責任によらない災害又は気象により作業不稼働日が多く発生したときなどの休工日や対象期間の取扱いについては、市長及び受注者との協議により決定するものとする。

- 4 受注者は、下請負人を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

- 5 現場施工に着手するまでの準備期間において、通期の週休2日、月単位の週休2日、週単位の週休2日のいずれに取り組むか、市長及び受注者との協議により決定するものとする。

- 6 受注者が現場閉所から交替制への変更を希望する場合は、現場施工に着手するまでの準備期間に市長及び受注者との協議により決定するものとする。

(交替制による実施方法)

第6条 受注者は、交替制による週休2日工事を行うときは、週休2日工事の対象期間を通して技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日工事の対象期間を通して4週8休以上の休日確保するものとし、施工計画書において、当該工事が週休2日に取り組むことを明示すること。

- 2 前項の規定は、施工体制台帳に記載された元請及び下請負人の技術者及び技能労働者

働者を対象とする。

(実施確認)

第7条 受注者は、対象期間の開始日から月毎に休日等取得実績書（様式第1号又は様式第2号）を作成し、市長に提出するものとする。

(工事費の積算方法)

第8条 市長は、週休2日工事の実施に当たっては、4週8休以上の達成を前提とした第4条に規定する発注方式に応じて、工事の価格の総額を定めるものとする。

2 第5条第5項の規定により、実施方法の変更について協議し、かつ、取組みが達成された場合は、補正係数の変更を行うものとする。

(工事成績評定)

第9条 市長は、週休2日工事の工事成績評定において、休工日の取得状況及び第6条に規定する休日等取得実績書の内容に応じて加点するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、週休2日工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、施行の日以後に公告等をした入札から適用する。

附 則（令和7年3月14日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

